改正後	改正前
別表第一　未判定外来生物となる外来生物 （第二十八条関係）	**別表第一**　未判定外来生物となる外来生物 （第二十八条関係）
項　種名	項　種名
第一　動物界	第一　動物界
一　哺乳綱	一　哺乳綱
イ　カンガルー目	イ　カンガルー目
（略）	（略）
⑵　クスクス科	⑵　クスクス科
1　クスクス科に属する種のうち*Spilocuscus maculatus*（ブチクスクス）及び*Trichosurus vulpecula*（フクロギツネ）以外のもの	1　クスクス科に属する種のうち*Trichosurus vulpecula*（フクロギツネ）以外のもの
（略）	（略）

附　則

この省令は、令和三年八月十三日から施行する。